特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

注2　アラブ首長国連邦の一又は二以上の指定航空企業は、東京を含む路線においては、「インド亜大陸内の二地点」、「東南アジア地域内の二地点」及び「ロサンゼルス又はサンフランシスコ」に業務を行うことができない。

注3　アラブ首長国連邦の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ「中間の地点」に業務を行うことができる。

注4　アラブ首長国連邦の一又は二以上の指定航空企業は、第五の自由の運輸権を行使することなく、大阪を含む路線における貨物業務のためにのみ「ソウル」に業務を行うことができる。

3　この付表において「湾岸諸国」とは、バーレーン王国、オマーン国及びカタール国をいう。

（アラブ首長国連邦側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、アラブ首長国連邦政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をアラブ首長国連邦政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年二月二十六日に東京で

アラブ首長国連邦外務大臣

アブダッラー・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第八十三号

平成二十六年三月七日にポルトープランスで、南東県ジャクメル病院整備計画のための贈与に関する平成二十四年十月四日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「二十億二千七百万円」に改める。

2　署名者

日本側　田村勝義在ハイチ大使館大使

ハイチ側　ピエール＝リシャール・カジミール外務・宗務大臣

平成二十六年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十四号

平成二十六年三月六日にポルトープランスで、レオガン市復興のための給水システム復旧整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　レオガン市復興のための給水システム復旧整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億六千九百万円

3　署名者

日本側　田村勝義在ハイチ大使館大使

ハイチ側　ピエール＝リシャール・カジミール外務・宗務大臣

平成二十六年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十五号

平成二十六年三月七日にマジュロで、マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　安細和彦在マーシャル大使館大使

マーシャル側　フィリップ・H・ムラー外務大臣

平成二十六年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十六号

平成二十六年三月七日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億八千九百万円

3　署名者

日本側　猪俣弘司在パキスタン大使

国際連合児童基金側　ダン・ローマン在パキスタン事務所代表

平成二十六年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町中庄五五九の一・五五九の二・八七の一から八七の四まで・八八から九〇まで・一一〇・一一一・一一二の一から一一二の三まで・一一三の一から一一三の三まで・一一五の一から一一五の三まで・一一六・一二八・一二九・一三二の一・一三二の二・一三三の一・一三三の二・一三四から一三九まで・一四二から一四四まで・一四七から一五四まで・一五六の三・一五六の四・一五八の一・一五九の一・一五九の二・一六〇の一・一六〇の二・一六一の一・一六一の二・一六二の二・一六三の一・一六三の二・一六四の一・一六四の二・一六五の一・一六五の二・一六六の一・一七四の一・一七五の一・一九二の一・一九四の一・一九四の二・一九五の一・一九五の二・一九六の一・一九六の二・一九七の一・一九七の二・一九八から二〇〇まで・二〇二から二〇九まで・二一一から二一四まで・二一七・二一八・二二〇・二二一・二二三から二二九まで・二三一・二三二・二三五から二四〇まで・二四二の一・二四三の一・二四四の一・二四五の一・二四六の一・二四七の一・二四八の一・二四九の一・二五〇の一・二五一の一・二五二の一・二五三の一・二五三の二・二五四の一・二五四の二・二五五の一・二五五の二・二五六の一・二五六の二・二五七の一・二五七の二・二五八の一・二五八の二・二五九の三・二六〇の一・二六八の一・二六九の一・二九二の一・二九三の一・二九四の一・二九五の一・二九六の一・二九七の一・二九八の一・二九九の一・三〇〇の一・三〇一の一・三〇二の一・三〇三の一・三〇四の一・三〇五の一・三〇六の一・三〇七の一・三〇八の一・三〇九の一・三一〇の一・三一三の一・三一四の一・三一五の一・三一八の一・三一九の一・三二〇の一・三二三の一・三二四の一・三二五の一・三二八の一・三二九の一・三三〇の一・三三三の一・三三四の一・三三五の一・三三八の一・三三九の一・三四〇の一・三四三の一・三四四の一・三四五の一・三四七の一・三四八の一・三六三の一・三七九の一・三八〇の一・三八一の一・三八二の一・三八三の一・三八四の一・三八五の一・三八六の一・三八七の一・三八八の一・三八九の一・三九〇の一・三九一の一・三九二の一・四七〇の一・四七〇の二・四七一の一・四七二の一・四七三の一・四七四の一・四七五の一・四七六の一・四七九の一・四八二の一・四八三から四九〇まで・四九一の一・四九二の一・四九四・四九五の一・四九六の一・四九七・四九八・四九九の一・五〇〇の一・五〇〇の三・五〇一から五〇三まで・五〇六の一・五〇六の二・五〇七の一・五〇七の二・五一〇の一・五一〇の二・五一一・五一四・五一五・五一六の一から五一六の三まで・五二〇・五二一・五九一・五九四・五九七の二・六二三の一・六二五・六二七（以上二百四十一筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町中湯石一九〇三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅